

◇ 事業者の皆様へ ◇



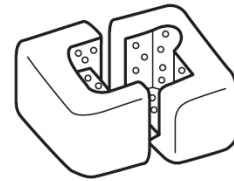
産業廃棄物を逗子市環境クリーンセンターへ搬入したり、事業系ごみ（一般廃棄物）に混ぜたりしてはいけません。



産業廃棄物の例 飲料用の缶・びん・ペットボトルも産業廃棄物です

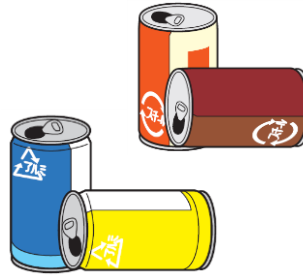
廃プラスチック類

- ペットボトル
- 発泡スチロール
- プラスチック製ハンガー など



金属くず

- アルミ缶
- スチール缶
- 針金 など



ガラス・陶磁器くず

- あきびん
- ガラス製のコップ
- 陶器製の茶碗 など



廃油

- 食用油
- エンジンオイル など



その他の産業廃棄物

- ゴムくず
- 汚泥
- 廃酸・廃アルカリ など

処理を委託する際にはそれぞれの種類の許可を持った事業者に委託してください。

事業系ごみは自己処理が原則です

店舗・会社・事務所など営利を目的とする事業者だけではなく、病院・社会福祉施設・学校など、公共公益事業等を行っているところも含め、事業活動に伴って出されるごみはすべて事業系ごみとなります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）で、事業者は事業系ごみを自らの責任で処理しなければならないと定められています。

環境クリーンセンターは一般廃棄物の処理施設です

環境クリーンセンターに搬入できる品目は、食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ、木製品、剪定枝、リサイクルできない紙などの事業系一般廃棄物に限定されます。

事業系ごみはごみステーションに出せません

事業系ごみを、ごみステーションに排出することはできません。市は事業系ごみの収集はしませんので、許可業者に収集・運搬を委託するか、自ら処理施設等へ搬入するなどしてください。（処理手数料がかかります）

地域のごみステーションに事業系の段ボールが大量に出され、利用者の迷惑となっている事例が市に報告されています。

地域の集団資源回収は、家庭から排出される資源物（紙類・布類・アルミ缶・スチール缶・家庭金物）を対象としていますので、事業活動に伴って発生する段ボールなどの資源物も許可業者に収集を委託するなどしてください。

（産業廃棄物の処理や許可に関するお問合せ先）

- 神奈川県産業資源循環協会 Tel:045-681-2989
- 神奈川県環境農政局 環境部 資源循環推進課 許認可グループ Tel:045-210-4157

（事業系一般廃棄物に関する処理や許可に関するお問合せ先）

- 逗子市環境都市部資源循環課 Tel:046-873-1111（代表）